

平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 三 菱 重 工 業 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 佃 和夫
(コード番号 : 7011)
(上場取引所 : 東・大・名各第 1 部, 福, 札)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 広 報 グ ル 一 プ
中 村 (健)・立 川
(T E L : 03-6716-2168)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 81 回定期株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) 及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) 並びに会社法の附屬法令である「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号), 「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) 及び「電子公告規則」(平成 18 年法務省令第 14 号) が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。
- ア. 法定公告事項の迅速な開示を行い、併せて公告費用の削減を図るため、当社の公告の方法を、電子公告に変更するものであります。(変更案第 5 条)
 - イ. 単元未満株式について行使することができる権利を単元株式に比して相当の範囲とするため、その権利の内容についての規定を新設するものであります。(変更案第 9 条)
 - ウ. 会社法では、基準日に関する規定が整備され、現行定款規定第 12 条第 2 項に相当する規定が不要となったため、同条第 1 項に相当する定期株主総会の基準日に関する規定を第 3 章株主総会に新設するものであります。(変更案第 16 条)
 - エ. インターネットの普及を考慮して、株主総会を招集する場合に、株主総会参考書類等を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供できるようにする規定を新設するものであります。(変更案第 18 条)
 - オ. 株主総会に出席することができる代理人を 1 名に制限することを明確にするものであります。(変更案第 20 条第 1 項)
 - カ. 取締役会を機動的に運営し、緊急の案件にも適切に対応できるように、書面又は電磁的記録による取締役全員の同意があれば、取締役会を開催せずに取締役会の決議があつたものとすることを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第 29 条)
 - キ. 社外監査役として適任者を起用し、またその者が期待される役割を十分に發揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第 45 条)

- ク. 会計監査人が会社法では会社の機関と位置づけられたことに伴い、その地位を明確にするため、その選任、任期及び報酬等について規定する章を新設するものであります。
(変更案第6章)
- ケ. 会社法では、改正前商法の「営業年度」の文言が「事業年度」に改められたことに伴い、規定の文言を変更するものであります。(変更案第49条)
- コ. 会社法では、改正前商法の「利益の配当」が「剩余金の配当」に改められたことに伴い、「利益配当」を「期末配当金」に変更し、また「中間配当」を「中間配当金」に名称を変更するものであります。(変更案第50条及び第51条)
- サ. 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な「機関」(変更案第4条)及び「株券の発行」(変更案第7条)の規定を新設するほか、全般にわたって、会社法及び関係法令に合わせ、用語・表現・引用条文の変更を行うものであります。

- (2) 会社における機関としての取締役会及び監査役会の重要性に鑑み、「取締役会規則」及び「監査役会規則」に関する規定を新設するものであります。また、変更案第38条は、監査役会における常勤監査役の地位の重要性に鑑み、「常勤監査役」に関する規定を新設するものであります。
(変更案第31条及び第42条)
- (3) 社外取締役として適任者を起用し、またその者が期待される役割を十分に發揮できるように、社外取締役との間で責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。なお、本規定の新設を議案として株主総会に提出することにつきましては、あらかじめ監査役会において監査役の全員一致による同意(会社法第427条第3項・第425条第3項)を得ております。(変更案第34条)
- (4) 株式に関する規定を整理するため、株式の取扱いとして、氏名、住所、印鑑の届出という細かい点の規定(現行定款規定第11条)を削除するものであります。
- (5) 現在では不要となった「米貨建社債についての名義書換代理人」に関する規定(現行定款規定第39条)及び取締役の任期に関する附則の規定(現行定款規定附則)を削除するものであります。
- (6) その他、章の新設及び条文の新設・削除に伴い、章数及び条数の整備を行うとともに、項番号の新設、一部字句の変更及び読点等の挿入を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) : 平成18年6月28日(水曜日)
定款変更の効力発生日 : 平成18年6月28日(水曜日)

以上

(下線部分が変更箇所です。)

現行定款規定	変更案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 本会社は三菱重工業株式会社という。	第1章 総 則 (商 号) 第1条 本会社は、 <u>三菱重工業株式会社</u> という。
(本店の所在地) 第2条 本会社は本店を東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第2条 本会社は、 <u>本店</u> を東京都港区に置く。
(目的) 第3条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。 <u>1.</u> 船舶及び艦艇の建造、販売、修理及び救難解体 <u>2.</u> 特殊自動車、鉄道車両及び特殊装甲車両の製造、販売及び修理 <u>3.</u> 航空機、宇宙機器及び飛しょう体の製造、販売及び修理 <u>4.</u> タービン、ボイラ、内燃機関、水車、原子力装置、その他原動機の製造、据付、販売及び修理 <u>5.</u> 製鉄機械、窯業機械、鉱山機械、化学機械、繊維機械、紙パルプ機械、紙工機械、印刷機械、合成樹脂加工機械、ゴム・タイヤ機械、工作機械・工具、建設機械、冷凍機械、空気調和機械、農業機械、荷役運搬機械、食品機械、包装機械、風水力機械、油圧機器、空気制御装置、電気及び電子機器、医療機械、その他各種産業用及び一般用機械機器装置の製造、据付、販売及び修理 <u>6.</u> 大気汚染防止装置、水質汚濁防止装置、廃棄物処理装置、その他公害防止及び環境改善装置の製造、据付、販売及び修理 <u>7.</u> 橋梁、水門扉、煙突、海洋機器、その他鉄構物並びに各種鉄工品の製造、据付、販売及び修理 <u>8.</u> 兵器の製造、販売及び修理 <u>9.</u> 土木建築工事の設計、監理及び施工 <u>10.</u> 前各号に掲げたものの賃貸、エンジニアリング業務、技術の販売、部品の製造及び販売 <u>11.</u> 不動産の賃貸、売買及び管理 <u>12.</u> 電気及び熱の供給 <u>13.</u> 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理 <u>14.</u> 人工衛星の打上げ <u>15.</u> 前各号に掲げたものの附帯関連事業	第3条 本会社は、 <u>次の事業を営むことを目的とする。</u> <u>(1)</u> <u>(2)</u> <u>(3)</u> <u>(4)</u> <u>(5)</u> <u>(6)</u> <u>(7)</u> <u>(8)</u> <u>(9)</u> <u>(10)</u> <u>(11)</u> <u>(12)</u> <u>(13)</u> <u>(14)</u> <u>(15)</u> (現行どおり) (機 関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
(新 設)	

現 行 定 款 規 定	変 更 案
(<u>公告の方法</u>) <p>第4条 本会社の<u>公告</u>は東京都内において発行する日本經濟新聞に掲載して行う。</p>	(<u>公告方法</u>) <p>第5条 本会社の<u>公告方法</u>は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、東京都内において発行する日本經濟新聞に掲載して行う。</p>
第2章 株 式 (<u>株式の総数</u>) 第5条 本会社が発行する株式の総数は60億株とする。	第2章 株 式 (<u>発行可能株式総数</u>) 第6条 本会社が発行することができる株式の総数は、60億株とする。
（新 設） (<u>1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u>) 第6条 本会社の <u>1 単元の株式の数</u> は1,000株とする。 本会社は <u>1 単元の株式の数に満たない株式</u> （以下 <u>単元未満株式</u> といふ。）に係わる株券を発行しない。	（株券の発行） 第7条 本会社は、株式に係る株券を発行する。 (<u>単元株式数</u>) 第8条 本会社の <u>単元株式数</u> は、1,000株とする。 〈削除〉
（新 設） (<u>単元未満株式について行使することができる権利</u>) 第9条 本会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を使用することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利 (4) 第11条に定める請求をする権利	（ <u>単元未満株券の不発行</u> ） 第10条 本会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。 (<u>単元未満株主の売渡請求</u>) 第11条 本会社の単元未満株式を有する株主は、本会社に対して、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

現 行 定 款 規 定	変 更 案
(自己株式の買受け)	(自己の株式の取得)
第8条 本会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買い受けることができる。	第12条 本会社は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
第9条 本会社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。	第13条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置き並びにその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第10条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する手続及びその手数料等は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。	第14条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料等は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規則の定めるところによる。
(氏名、住所、印鑑の届出)	<削除>
第11条 株主、質権者又はその法定代理人は氏名、住所及び印鑑を届出なければならない。但し外国人は署名をもって印鑑に代えることができる。 前項の者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所を定めて届出るか又は代理人を定めてその氏名、住所及び印鑑を届出なければならない。 前2項の届出事項に変更があったときは遅滞なく届出なければならない。 前各項の届出は前条の株式取扱規則の定めるところによる。	
(基準日)	<削除>
第12条 本会社は毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とみなす。 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定日の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は質権者をもって、株主又は質権者の権利を行使すべき者とみなすことができる。	

現 行 定 款 規 定	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年6月に招集する。 臨時株主総会は必要に応じ<u>隨時</u>招集する。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 総会は取締役会の決議に基いて開催するものとし、取締役社長が招集してその議長となる。 取締役社長に支障があるときは他の代表取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>(決議方法)</p> <p>第15条 総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもってする。但し法令又は本定款に別段の定めがある場合にはその定めによる。 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもってする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は総会において議決権を有する他の出席株主に委任して議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第15条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。 2 臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも、招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第16条 本会社は、毎事業年度末日の株主名簿に株主として記載又は記録されている最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第17条 株主総会は、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。 2 取締役社長に支障があるときは、他の代表取締役がこれに代わる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示による提供)</p> <p>第18条 本会社は、株主総会を招集する場合には、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用して開示することにより、株主に対して提供することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。ただし、法令又は本定款に別段の定めがある場合には、その定めによる。 2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、株主総会において、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、本会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款 規 定	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第17条 総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録して議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名した後、本会社において保存する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第21条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、本会社において保存する。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第18条 本会社の取締役は40名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第22条 本会社の取締役は、40名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。 2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時迄とする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役、役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議により会社を代表すべき取締役若干名を定める。 代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議によって業務を執行する。但し日常の業務は専行できる。 取締役会の決議により本会社に取締役社長1名を置く。 取締役会は取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 2 代表取締役は、各自、会社を代表し、取締役会の決議に従って、会社の業務を執行する。ただし、日常の業務は専行することができる。 <削除></p> <p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定める。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款 規 定	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は支障あるときは取締役社長若しくは他の代表取締役がこれに代わる。取締役会<u>招集の通知</u>は各取締役及び各監査役に対し会日の5日前に発する。<u>但し緊急止むを得ないときはこれを短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第27条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が欠員であるとき又は取締役会長に支障あるときは、取締役社長若しくは他の代表取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会の<u>招集通知</u>は、各取締役及び各監査役に対し会日の5日前までに発する。<u>ただし、緊急やむを得ないときは、招集通知期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の<u>議事</u>は取締役の過半数出席し、その過半数により決する。</p> <p>〈新 設〉</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 取締役会の<u>決議</u>は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会のみなし決議)</p> <p>第29条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録して出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名した後、本会社において保存する。</p> <p>〈新 設〉</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録して、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名した後、本会社において保存する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第31条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の決議によって定める取締役会規則の定めるところによる。</p>
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は株主総会において定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 本会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令が定める額を限度として免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる。</p>

現 行 定 款 規 定	変 更 案
（新 設）	<u>(社外取締役についての責任限定契約)</u> 第34条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契 約を社外取締役と締結することができる。ただし、 当該契約で定める賠償責任の限度額は、金1,000 万円以上であらかじめ本会社が定めた金額又は同 法第425条第1項に定める最低責任限度額のいず れか高い額とする。
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第27条 本会社の監査役は5名以内とする。	第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第35条 本会社の監査役は、5名以内とする。
（監査役の選任） 第28条 監査役は株主総会において総株主の議決権の3分 の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過 半数によって選任する。	（監査役の選任） 第36条 監査役は、株主総会において、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数によって選 任する。
（監査役の任期） 第29条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に關 する定時株主総会の終結の時迄とする。	（監査役の任期） 第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。
（新 設）	<u>(常勤監査役)</u> 第38条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から 常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知） 第30条 監査役会招集の通知は各監査役に対し会日の5日 前に発する。但し緊急止むを得ないときはこれを 短縮することができる。	（監査役会の招集通知） 第39条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5 日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないと きは、招集通知期間を短縮することができる。
（監査役会の決議方法） 第31条 監査役会の議事は監査役の過半数により決する。 但し法令に別段の定めがある場合にはその定めに よる。	（監査役会の決議方法） 第40条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。 ただし、法令に別段の定めがある場合には、その 定めによる。
（監査役会の議事録） 第32条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果 は、これを議事録に記載又は記録して出席した監 査役が記名押印又は電子署名した後、本会社にお いて保存する。	（監査役会の議事録） 第41条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果 並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載 又は記録して、出席した監査役が記名押印又は電 子署名した後、本会社において保存する。

現 行 定 款 規 定	変 更 案
（新 設）	<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第42条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会の決議によって定める監査役会規則の定めるところによる。</p>
（監査役の報酬）	<p>（監査役の報酬等）</p> <p>第43条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
（監査役の責任免除）	<p>（監査役の責任免除）</p> <p>第44条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として免除することができる。</p>
（新 設）	<p><u>(社外監査役についての責任限定契約)</u></p> <p>第45条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外監査役と締結することができる。ただし、当該契約で定める賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ本会社が定めた金額又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p>
（新 設）	<p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
（新 設）	<p><u>(会計監査人の任期等)</u></p> <p>第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>
（新 設）	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第48条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款 規 定	変 更 案
第6章 計 算 (営業年度及び決算期) 第35条 本会社の <u>営業年度</u> は毎年4月1日から翌年3月31日迄とし、 <u>その末日</u> を決算期とする。	第7章 計 算 (事業年度及び決算期) 第49条 本会社の <u>事業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>毎年3月31日</u> を決算期とする。
(利益配当) 第36条 利益配当金は毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は質権者に支払う。	(期末配当金) 第50条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（この配当を以下「期末配当金」という。）を支払う。
(中間配当) 第37条 本会社は取締役会の決議により毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は質権者に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配（この分配金を以下中間配当金という。）をすることができる。	(中間配当金) 第51条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の剰余金の配当（この配当を以下「中間配当金」という。）をすることができる。
(除斥期間) 第38条 利益配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満5年以内に受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。	(除斥期間) 第52条 期末配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、本会社は、その支払の義務を免れる。
第7章 補 則 (米貨建社債についての名義書換代理人) 第39条 本会社はその発行する記名式若しくは記名式とすことができる米貨建社債につき、米国に名義書換代理人を置く。	〈削除〉 〈削除〉 〈削除〉 〈削除〉 〈削除〉
附 則 1. 第20条の規定にかかわらず平成17年6月開催の定期株主総会の終結前に在任する取締役の任期は従前の任期とする。 2. 本附則は前項に該当する取締役の全員の任期が満了したときは削除する。	〈削除〉 〈削除〉 〈削除〉